

笠間市長 あて

貸出公用車事故届出書

事故区分	1 人 対 車 両	2 車 両 相 互	3 工 作 物 衝 突	4 路 外 逸 脱	5 踏 切	6 法 の 違 反 み	7 調 査 中	年 月 日	
	届出者所属団体名							届出者氏名 (使用者) ⑩	
公用車 車名						登録番号			
事故発生日時	年 月 日				事故発生場所				
	区 分	報告者側					相手側		
事故による又は相手側の損害状況等	勤務先又は住所		TEL					TEL	
	乗車者	運転者	氏名 (歳)					職業	氏名 (歳)
		同乗者	氏名 (歳)					職業	氏名 (歳)
	氏名 (歳)					氏名 (歳)			
	氏名 (歳)					氏名 (歳)			
	免許取得		年 月 日			年 月 日			
	人身に与えた損害の状況及び治療見込期間								
	車両又は工作物等の損害の状況及び損害額		(残存価格 千円)			(残存価格 千円)			
			(損害額 千円)			(損害額 千円)			
	車名及び年式								
登録番号									
車体番号									
※強制保険	会社名 加入種別及び金額								
※任意保険	会社名 加入種別及び金額								

※印は記入しない。

事故(交通違反)の概要	「使用者は、幅員〇〇mの道路を時速〇〇kmの速度で〇〇方面に進行中」など具体的に記入すること。
事故発生後措置した事項	
事故現場略図（事故状況図）※作図例参照	
事故に対する貸出所属長の所見	

交通事故届出書記載要領

- 1 「事故区分」欄には、該当する事項の番号を○で囲むこと。
- 2 「事故発生場所」欄には、市町村名、町名、番地の他、道路名をも記載すること。
- 3 「勤務先又は住所」欄には、なるべく勤務先を記載するものとし、勤務先における地位をも記載すること。
- 4 「人身に与えた損害の状況及び治療見込期間」欄には、同乗者の状況をも記載するものとし、なるべく具体的に記載すること。
- 5 「車両又は工作物等の損害の状況及び損害額」欄には、車両の破損箇所その他、工作物(塀、電柱等)の損害状況を記載し、その合計額を(損害額)とすること。また、残存価額とは事故発生直前の車両の評価額をいい、算定方法は、財産管理台帳に記載されている額(市有車両以外の車両にあっては購入時の価額)を基礎額として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)により算出した価額とする。なお、残存価額は、軽微な事故の場合は記載を要しない。(償却の方法は定率法で計算すること。)
- 6 「事故の概要」欄には、記載されている文に字句又は数字を加え、以降に、どのような形態で事故が発生し、その主要な原因がどこにあったか等について客観的に記述すること。
- 7 「強制保険」又は「任意保険」欄は、記載を要しない。
- 8 「事故発生後措置した事項」欄には、被害者に対する応急措置、警察署への届出等について記載すること。
- 9 「事故現場略図」欄は、各種交通標識、標示、道路幅員、制限速度等について、次図をできるだけ詳細に記載すること。
- 10 必要に応じて別紙により記載すること。

(作図例)

